

平成 28 年 8 月 31 日

オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様（DPC用）
の変更について

「厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名」（平成 20 年厚生労働省告示第 95 号）の一部が、平成 28 年 8 月 30 日付け厚生労働省告示第 325 号をもって改正されたことに伴い、オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様（DPC用）（以下「記録条件仕様」という。）の別表を、下記のとおり変更しましたのでお知らせします。

なお、下記の変更については、平成 28 年 8 月 31 日より適用開始とします。

記

変更内容

記録条件仕様の「別表 2 7 診療区分コード」に以下を追加した。

「0199 ブロダルマブ」

「0200 カルフィルゾミブ」